

基本目標① 生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、解決します

重点施策 [2] 更生支援の推進に関する取組

取り組む方向性 2 つながりをつくる

○第72回「社会を明るくする運動」の実施 【取組1)①】

- ・毎年、「社会を明るくする運動」の協調月間である7月に堺市大会を実施している。
(令和2年～令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)
- ・また、小・中学校の協力を得て、作文コンテストを実施している。



第72回「社会を明るくする運動」堺市大会
(令和4年7月4日@堺市総合福祉会館ホール)

重点施策 [2] 更生支援の推進に関する取組

○保護司活動の周知 【取組1)②】

- ・堺市HP及び庁内向けポータルサイトに、保護司活動と募集に関する説明を掲載。
- ・保護司活動について広報さかい（令和5年5月号）へ特集記事を掲載。



広報 さかい 5 2023.5.10発行

踏み出す一歩を 支えたい

地域を支える関係者のしくみ

Contents

- 02 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報
- 03 高齢者の権利が保障されました
- 04 東近畿100%完成へ
- 05 東近畿の未来を築く
- 06 未来の備え
- 07 東近畿、ワンストップはこうへ
- 08 子育て支援のしくみ
- 09 見守り活動の重要性を高める
- 10 障がい者自立支援のしくみ
- 11 東近畿の未来を築く
- 12 一人一人が輝ける社会 一歩一歩支えたい

堺市役所 市民生活部 市民生活課

堺市役所 市民生活部 市民生活課

堺市役所 市民生活部 市民生活課



誰一人取り残さない社会 一緒につくりませんか？

「更生支援という言葉を聞いたことありますか？ 犯罪をした人が再発できるように支える仕組みのことです。その仕組みを支えている保護司など更生支援がラジアルの皆さんに活動の様子をお聞かせしました。まずはその活動を知ることが、地域の安全・安心を支える第一歩になります。」

社会復帰をサポートする 更生保護の仕組み

更生保護の仕組みは、更生保護法に基づき、更生保護の目的を達成するために、更生保護の施策を実施することです。

更生保護の施策は、更生保護の目的を達成するために、更生保護の施策を実施することです。

更生保護の仕組み

更生保護の仕組みは、更生保護法に基づき、更生保護の目的を達成するために、更生保護の施策を実施することです。

更生保護の仕組み

更生保護の仕組みは、更生保護法に基づき、更生保護の目的を達成するために、更生保護の施策を実施することです。

更生保護の仕組み

更生保護の仕組みは、更生保護法に基づき、更生保護の目的を達成するために、更生保護の施策を実施することです。

更生保護の仕組み

更生保護の仕組みは、更生保護法に基づき、更生保護の目的を達成するために、更生保護の施策を実施することです。

更生保護の仕組み

更生保護の仕組みは、更生保護法に基づき、更生保護の目的を達成するために、更生保護の施策を実施することです。

重点施策 [2] 更生支援の推進に関する取組

○立ち直りを支援する関係機関のネットワークの構築 【取組2)①②】

- ・令和3年度 「就労支援」をテーマとした意見交換会を実施

参加機関：公益財団法人 堺市就労支援協会、堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」、大阪矯正管区、矯正就労支援情報センター室（コレワーク近畿）、大阪刑務所、大阪保護観察所堺支部、大阪少年鑑別所

- ・令和4年度 「立ち直り支援」をテーマとした福祉従事者向けの研修を実施。

講師機関：大阪保護観察所堺支部、大阪刑務所、大阪少年鑑別所



(令和3年度 意見交換会)



(令和4年度 立ち直り支援研修)

重点施策 [2] 更生支援の推進に関する取組

○立ち直りを支援する関係機関のネットワークの構築 【取組2)①②】

- ・大阪刑務所が実施する「社会復帰支援指導プログラム」に協力。
- ・大阪刑務所から依頼を受け、出所予定者数名に対し、出所後の生活に必要なことが予見される各種福祉制度について、市職員が説明。

(平成29年度～実施。令和2年度は中止)

(参考) 令和4年度実施状況

| 実施日 | 実施内容 | 説明課 |
|----------|---------|---------|
| 令和5年2月2日 | 高齢者福祉制度 | 長寿支援課 |
| | 介護保険制度 | 介護保険課 |
| | 障害者福祉制度 | 障害施策推進課 |
| 令和5年2月6日 | 年金制度 | 日本年金機構 |
| | 医療保険制度 | 国民健康保険課 |
| | 生活保護制度 | 生活援護管理課 |

重点施策 [2] 更生支援の推進に関する取組

○立ち直りを支援する関係機関のネットワークの構築 【取組2)①③】

・本市に所在する「大阪法務少年支援センター（大阪少年鑑別所）」について、地域援助業務として「能力・性格の調査」や「問題行動の分析や指導方法等の提案」、「心理相談」等を実施している。このような専門的な知見による支援の幅を広げるため、本市の子ども・若者の支援機関で構成するネットワークへの参画。

・大阪刑務所と本市精神保健部局による、薬物事犯者の社会復帰支援の取組に関する意見交換を実施（令和4年11月）。

・堺市内を帰住先として出所する薬物事犯者に、大阪刑務所が本市専門相談の情報を提供、希望者には初回相談日を事前調整(状況により入所中の面談を実施)（令和4年12月～）。

・堺市の保護司、更生保護女性会を対象とした、薬物依存症に関する研修を実施（令和5年～）。



令和5年度薬物依存症に関する研修